

(記 載 例)

申 立 書

労働組合法第7条第1、2、3号違反について、労働委員会規則第32条により次のとおり申し立てます。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

大分県労働委員会

会長 ○ ○ ○ ○ 殿

氏名又は名称記載

申 立 人

組 合 名 ○ ○ 運 送 労 働 組 合

代表者職氏名 委員長 ○ 山 ○ 雄

1 当事者

申 立 人	所在地又は住所 大分市○○町○○番地	組合員数	当該事業所 178名
	名称又は氏名 ○○運送労働組合		組合全体 178名
	代表者職氏名 委員長 ○ 山 ○ 雄	上部団体 又は 所属組合	○○労働組合連 合会
	郵便番号 ☎ 870-**** 537-****	他の組合	有 組合 (無) 員数 名
被 申 立 人	所在地又は住所 大分市○○町○○番地	事業内容	貨物運送業
	名称又は氏名 ○○運送株式会社		
	代表者職氏名 代表取締役 ○ 村 ○ 次 郎	従業員数	当該事業所 199名
	郵便番号 ☎ 870-**** 537-****		企業全体 199名

- 注意
1. 黒インクで記入してください。
 2. 不当労働行為を構成する具体的事実の欄は、その行為の年月日、場所、事実、日時を追って簡明に記入してください。背景事情を記入するときは、不当労働行為を構成する具体的事実と区分けしてください。
 3. 請求する救済内容は個条書に書いてください。

2 不当労働行為を構成する具体的事実

(1) 当事者について

(申立人と被申立人の関係を明記してください。)

(2) 不当労働行為について

(事件発生までの労使関係等背景事情を記載してもよいが、使用者が労働組合法第7条の規定に違反したとして申し立てるのはどの部分かはっきり分かるように記載してください。

また、請求する救済の内容に対応する使用者の行為がもれなく記載されているか確認してください。)

3 請求する救済の内容

- 1 被申立人は、申立人組合員〇〇〇〇に対し、次の措置を含め〇〇〇年〇月〇日以降同人が解雇されなかったと同様の状態を回復させねばならない。
 - (1) 原職に復帰させること。
 - (2) 解雇から復職までの間に同人が受けるはずであった賃金相当額を同人に支払うこと。
- 2 被申立人会社は、申立人組合が〇〇〇年〇月〇日付でなした〇年賃上げに関する団体交渉の申入れに応じなければならない。
- 3 被申立人会社は申立人組合員に対して、直接又は父母等を通じて、申立人組合からの脱退を勧奨してはならない。
- 4 被申立人会社は、本命令受領後10日以内に縦110センチメートル、横70センチメートルの白紙に、下記のとおりわかりやすく楷書で墨書して、本社の正門入口付近の従業員の見やすい場所に10日間掲示すること。

記

〇〇〇年〇月〇日

〇〇労働組合

委員長 ○山○雄 殿

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 ○村○次郎

当社が、貴組合の組合員〇〇〇〇を〇〇〇年〇月〇日に解雇したこと、貴組合が〇〇〇年〇月〇日に申し入れた〇年賃上げに関する団体交渉に応じなかったこと、また貴組合の組合員に対して、直接又は父母等を通じて貴組合からの脱退を勧奨したことは大分県労働委員会の命令により不当労働行為であると認定されました。今後はこのような行為をくりかえすことのないよう留意します。